

令和 4 年

奈良市議会 9 月定例会  
追 加 提 出 議 案

奈 良 市

## 目 次

|             |                                 |   |
|-------------|---------------------------------|---|
| 奈良市議案第 94 号 | 令和 4 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号） ..... | 1 |
| 〃 第 95 号    | 和解について .....                    | 7 |

令和 4 年度奈良市一般会計  
補正予算（第 4 号）

令和 4 年度奈良市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 8 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 2 , 6 1 6 , 5 8 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款              | 項             | 補正前の額            | 補 正 額        | 計                |
|----------------|---------------|------------------|--------------|------------------|
| 12 . 地 方 交 付 税 |               | 千円<br>18,089,798 | 千円<br>48,000 | 千円<br>18,137,798 |
|                | 1 . 地 方 交 付 税 | 18,089,798       | 48,000       | 18,137,798       |
| 歳 入 合 計        |               | 152,568,584      | 48,000       | 152,616,584      |

歳 出

| 款         | 項         | 補正前の額           | 補 正 額        | 計               |
|-----------|-----------|-----------------|--------------|-----------------|
| 8 . 観 光 費 |           | 千円<br>1,114,410 | 千円<br>48,000 | 千円<br>1,162,410 |
|           | 1 . 観 光 費 | 1,114,410       | 48,000       | 1,162,410       |
| 歳 出 合 計   |           | 152,568,584     | 48,000       | 152,616,584     |

1. 一般会計  
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 4 号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額       | 補正額    | 計           |
|----------|-------------|--------|-------------|
| 12 地方交付税 | 18,089,798  | 48,000 | 18,137,798  |
| 歳 入 合 計  | 152,568,584 | 48,000 | 152,616,584 |
|          |             |        |             |

( 歳 出 )

(単位：千円)

| 款       | 補正前の額       | 補正額    | 計           | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|---------|-------------|--------|-------------|-----------------|-------|-------|---------|
|         |             |        |             | 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
|         |             |        |             | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 8 観光費   | 1,114,410   | 48,000 | 1,162,410   |                 |       |       | 48,000  |
| 歳 出 合 計 | 152,568,584 | 48,000 | 152,616,584 |                 |       |       | 48,000  |
|         |             |        |             | 一般財源内訳          |       | 地方交付税 | 48,000  |

## 2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

| 目       | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 節       |        | 説明    | 明 |
|---------|------------|--------|------------|---------|--------|-------|---|
|         |            |        |            | 区分      | 金額     |       |   |
| 1 地方交付税 | 18,089,798 | 48,000 | 18,137,798 | 1 地方交付税 | 48,000 | 普通交付税 |   |
| 計       | 18,089,798 | 48,000 | 18,137,798 |         |        |       |   |

第12款 地方交付税

3. 歳 出  
第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

| 目       | 補正前の額       | 補正額     | 計           | 補正額の<br>財 源  | 節                |         | 説 明        |
|---------|-------------|---------|-------------|--------------|------------------|---------|------------|
|         |             |         |             |              | 区 分              | 金 額     |            |
| 2 観光振興費 | 797, 569    | 48, 000 | 845, 569    | 一般財源         | 21 補償補填及び<br>賠償金 | 48, 000 | 針テラス運営管理経費 |
| 計       | 1, 114, 410 | 48, 000 | 1, 162, 410 | 特定財源<br>一般財源 |                  |         |            |

第8款 観光費

## 和解について

本件の概要は、次のとおりである。

奈良市長は、相手方らに対して、株式会社三興から■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■（以下「相手方会社」という。）へ道の駅「針テラス」北館（以下「本件建物」という。）の無断譲渡があったとして奈良市へ所有権移転登記をすること、不法占有期間における賃料相当損害金を支払うこと、本件建物に設定した■■■■■（以下「相手方■■■■」という。）の抵当権を抹消することを求めて平成31年2月26日付けで大阪地方裁判所に訴えを提起し、相手方らは、本件建物テナントである株式会社ダイナックパートナーズが賃料債務の債権者を確知できないことを原因として供託した供託金の還付請求権を有すること、相手方■■■■が本件建物に設定した抵当権を有することを確認することを求めて令和2年1月31日付けで大阪地方裁判所に訴えを提起したものである。

本件については、次のとおり和解しようとするものである。

令和4年9月9日提出

奈良市長 仲川元庸

## 1 相手方

[illegible]

## 2 事件名

大阪地方裁判所平成31年（ワ）第1680号 所有権移転登記等請求事件

大阪地方裁判所令和2年（ワ）第800号 反訴請求事件

### 3 和解の趣旨

- (1) ① 奈良市と相手方会社は、相手方会社が本件建物の所有権を有することを互いに確認する。  
② 相手方会社は、令和4年10月17日、奈良市に対し、本件建物の所有権を無償で譲渡する。  
③ 相手方会社は、奈良市に対し、本件建物につき、令和4年10月17日付け和解を原因とする所有権移転登記手續をする。ただし、登記手續費用は奈良市の負担とする。
- (2) 相手方■■■は、奈良市に対し、本件建物について、抵当権設定登記の抹消登記手續をする。ただし、登記手續費用は奈良市の負担とする。
- (3) ① 奈良市と相手方らとの間において、株式会社ダイナック及び株式会社ダイナックパートナーズが、本件建物の賃料債務の債権者を確知できないことを原因として、平成31年1月から令和4年10月に供託する供託金及び供託利息（本項②に定めるものを除く。）について、奈良市が還付請求するものとし、相手方らはこれを承諾する。  
② 奈良市と相手方らとの間において、株式会社ダイナックパートナーズが、本件建物の賃料債務の債権者を確知できないことを原因として、令和4年10月17日以降に供託する供託金及び供託利息について、奈良市が還付請求するものとし、相手方らはこれを承諾する。  
③ 相手方らは、奈良市に対し、奈良市が本項②の供託金及び供託利息の還付請求をするために必要な手續に協力することを約する。
- (4) ① 奈良市は、相手方会社に対し、本件解決金として4800万円の支払義務があることを認める。  
② 奈良市は、相手方会社に対し、本項①の金員を、令和4年11月30日限り、相手方会社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は奈良市の負担とする。  
③ 奈良市が本項②の金員の支払を怠ったときは、奈良市は、相手方会社に対し、本項①の金員から本項②による既払金を控除した残金及びこれに対する令和4年12月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を直ちに支払う。
- (5) ① 奈良市は、相手方会社に対し、奈良市のホームページ上に掲載されている、本

件に関する「道の駅「針 TRS」運営事業者との契約解除について（平成 30 年 12 月 27 日発表）」と題する記事（<https://www.city.nara.lg.jp/site/press-release/7318.html>。同ページに掲載されたダウンロード用資料を含む。）及びその他の本件に関する記事で相手方会社名が記載された部分（ただし、本件に関する奈良市議会における議案を除く。）を削除することを約束する。

② 奈良市は、相手方会社に対し、今後、奈良市のホームページ上に、本件に関して相手方会社名が記載された記事（ただし、本件に関する奈良市議会における議案を除く。）を掲載しないことを約束する。

(6) ① 奈良市は、本和解成立以後速やかに、奈良市を債権者、相手方会社を債務者とする不動産仮処分命令申立事件（大阪地方裁判所平成 30 年（ヨ）第 1084 号。以下「本件仮処分命令申立事件」という。）を取り下げる。

② 相手方会社は、奈良市に対し、奈良市が本件仮処分命令申立事件について供託した担保（大阪法務局平成 30 年度金第 17093 号）の取消しに同意し、奈良市及び相手方会社は、その取消決定に対し抗告しない。

(7) 奈良市は、その余の本訴請求を放棄する。

(8) 相手方らは、その余の反訴請求を放棄する。

(9) 奈良市と相手方らは、奈良市と相手方会社との間、奈良市と相手方■■■■との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(10) 訴訟費用は各自の負担とする。